

神奈川県立汐見台病院
移譲先募集要項

平成 27 年 4 月

神奈川県保健福祉局
保健医療部県立病院課

目 次

- 1 趣旨
- 2 移譲の予定時期
- 3 応募資格
- 4 移譲の条件
- 5 譲渡する物件
- 6 募集及び選定等のスケジュール
- 7 応募手続き
- 8 審査及び選定
- 9 協定書等の締結
- 10 その他
- 11 事務局

(別紙)

- 別紙1 「神奈川県立汐見台病院の概要」
- 別紙2 「高額医療機器一覧」
- 別紙3 「譲渡資産について」
- 別紙4 「病院情報システム構成図」
- 別紙5 「事業計画書の作成について」
- 別紙6 「神奈川県立汐見台病院移譲先選定基準」

(様式)

- 様式1 「神奈川県立汐見台病院の移譲に係る現地説明会参加申込書」
- 様式2 「神奈川県立汐見台病院の移譲に係る質問書」
- 様式3 「神奈川県立汐見台病院の移譲に係る応募申込書」
- 様式4 「神奈川県立汐見台病院の移譲に係る事業計画書」
- 様式5 「神奈川県立汐見台病院の移譲に係る買受価格提案書」
- 様式6 「応募者役員名簿」
- 様式7 「神奈川県立汐見台病院の移譲に係る誓約書」

1 趣旨

この要項は、神奈川県立汐見台病院（以下「汐見台病院」という。）の移譲先として、同病院を継続して運営する法人等の募集に関して必要な事項を定めるものとします。

2 移譲の予定時期

平成 28 年 4 月 1 日

3 応募資格

(1) 応募資格

応募資格は、平成 27 年 4 月 1 日現在、神奈川県内において病院を運営している法人等とします。

(2) 応募者の欠格事項

次のいずれかに該当する法人等は、応募者となることができません。

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加を制限されている法人
- イ 神奈川県から神奈川県指名停止等措置要領により、競争入札の参加に関して指名停止を受けている法人
- ウ 会社更生法、民事再生法等に基づき更正または再生手続をしている法人
- エ 法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していない法人等
- オ 神奈川県暴力団排除条例第 2 条第 2 号に定める暴力団
- カ 同条例第 2 条第 5 号に定める暴力団経営支配法人等

4 移譲の条件

(1) 現在地で病院を運営すること。

ア 病床数について

- 病床数は、現在の 225 床とすること。
- 主要診療科（内科・外科・整形外科・産科・小児科）の病床数は、概ね現行どおりとすること。

イ 診療科目について

- 診療科目は、現在の 15 診療科を基本とすること。
- 多少の増減の提案は可能だが、その場合は趣旨と診療体制を明らかにすること。
- ただし、主要診療科（内科・外科・整形外科・産科・小児科）の設置は必須とすること。

ウ 地域医療連携について

現在実施している開放型病院の取組みを継続し、地域の診療所等との連携体制を維持するとともに、在宅療養患者の入院受け入れなど、地域における在宅医療の推進に協力すること。

エ 分娩の実施について

当面は年間 800 件程度（平成 21 年度～25 年度の 5 年間平均：787 件）の分娩実施を継続すること。

オ 看護実習生の受入れについて

現在と同規模（年間延べ2,640人：平成21年度～25年度の5年間平均）の看護実習生の受け入れを行うこと。なお、平成28年度の実習については、27年度に定められた計画を基本的に引き継ぐこと。

カ 腎疾患専門医療について

現在実施している腎疾患専門医療を継続すること。

キ 救急医療について

現在実施している救急体制（救急告示病院、横浜市の救急輪番に月3回参加）を継続すること。

ク 臨床研修について

臨床研修医の受け入れを行うこと。

- (2) 資産譲渡の方法については、土地・建物・医療機器とも有償譲渡とする。
- (3) 運営費、改修費の補助については、移譲を理由とした特別な補助は行わない。
- (4) できるだけ長期間（少なくとも10年間）に渡って現在の場所で病院運営を継続すること。

※ 上記条件の実効性を確保するため、平成28年4月1日から10年間、土地の全部又は一部を譲渡することを禁じます。

※ 同様の趣旨で、10年以上の運営継続に係る条件、又は10年間土地の譲渡禁止に違反した場合は、物件の売却価額の2割相当額の違約金を徴したうえで、譲渡物件を本県が買い戻します。

※ なお、やむを得ず病院運営の継続が困難な事態が生じた場合は、継続を停止する事業年度の遅くとも3事業年度前には県に相談すること。

- (5) 現在勤務する公益社団法人神奈川県医師会の職員のうち、移譲先で再就職を希望する職員については、移譲先の条件で雇用することについて提案すること。
- (6) 引き続き治療を希望する入院及び外来患者を受け入れること。
- (7) 保健・医療・福祉施策をはじめ、神奈川県及び横浜市の各種施策（磯子区の災害時救急病院等）へ協力すること。
- (8) 上記公募条件を確実に実施するため、移譲後に、病院職員、県等行政関係者、地域住民等を構成員とした地域連絡会を設置し、少なくとも年1回開催すること。

(注) 上記条件（(2)・(3)を除く）に示した程度、件数等と異なる提案も審査の対象としますが、各条件を実施すること自体は必須であるため、実施しないという提案は失格としますので、ご注意ください（本募集要項8(7)失格事項を参照）。

※ 現在提供している医療内容等については、別紙1「神奈川県立汐見台病院の概要」をご覧ください。

5 譲渡する物件

(1) 病院の概要

別紙1「神奈川県立汐見台病院の概要」のとおり

(2) 譲渡する病床

一般病床 225 床

(3) 譲渡する資産

ア 土地

区分	地番	地目	登記面積(㎡)
病院敷地 (県有地)	磯子区汐見台一丁目6番5	宅地	4,512.04
	磯子区汐見台一丁目6番17	宅地	1,490.02
	計		6,002.06
病院敷地 (借地) ※1	磯子区汐見台一丁目6番2	宅地	3,674.95
	磯子区汐見台一丁目6番7	雑種地	574.40
	計		4,249.35
病院敷地合計			10,251.41
医療従事者公舎 敷地(県有地) ※2	磯子区汐見台三丁目8番1	宅地	1,392.56
看護師宿舎敷地 (県有地) ※2	磯子区汐見台三丁目6番2	宅地	1,779.23
土地合計(借地含む)			13,423.20
うち県有地			9,173.85

※1 (4)で後述するとおり、借地については、所有者である神奈川県住宅供給公社から、別途、借り受けていただく必要があります。

※2 看護師宿舎及び医療従事者公舎の土地については、引き続き職員公舎の用途にご利用ください。

イ 建物

区分	建設年月	構造	延床面積(㎡)	
病院	旧館	昭和56年3月	SRC造地上5階 地下2階	6,940.78
	新館(増築)	平成2年3月	SRC造地上5階 地下1階	9,458.51
	合計			16,399.29
看護師宿舎(58戸)	昭和55年3月	RC造地上5階	2,036.83	
医療従事者公舎(40戸)	平成11年2月	SRC造地上5階 地下1階	1,943.79	
合計			20,379.91	

ウ 医療機器等その他の資産

- 全ての医療機器等(これまでに県が整備した10万円以上の備品)を譲渡します。
- 主な機器(取得価格5,000千円以上)は別紙2「高額医療機器一覧」をご覧ください。その他も含めた一覧は現地説明会で別途配布します。
- ※ 平成27年度は、医療機器整備のために44,438千円(税込)を予算計上しており、老朽化した機器を更新する予定です。

(4) 購入希望価格について

- 譲渡対象資産の全てを有償譲渡することとしますので、様式5「神奈川県

立汐見台病院の移譲に係る買受価格提案書」により、購入希望価格（税抜）を提案してください。

○ **最低譲渡価格を下回る提案は、失格とします。**

最低譲渡価格：1,428,000千円（税抜）

※内訳 { 土地及び建物 : 1,220,000千円（不動産鑑定評価額）
医療機器等その他の資産： 208,000千円

※ 平成27年度に購入する医療機器（予算額44,438千円（税込））分については、提案額に含めないこととしますが、当該機器も譲渡対象ですので、移譲先決定後、売買契約において、当該機器の取得価格を売却額に上乗せすることとします。

※ 借地については、上記の県有地とは別に、貸主である神奈川県住宅供給公社から、年間賃料14,040千円（月額1,170千円）で借り受けていただく必要があります。詳しくは別紙3「譲渡資産について」をご覧ください。

(5) 留意事項

ア 共通

○ 平成28年4月1日の現状をもって引き渡し、県は瑕疵担保責任を一切負わないこととします。

イ 土地

○ 地下埋設物調査及び土壌汚染調査は行っておりません。
○ 都市計画法上の規制等については、別紙3「譲渡資産について」をご覧ください。

ウ 建物

○ 旧館は、平成9年度に実施した耐震診断で、小規模補修が必要とされています。
○ 近年県が実施した設備更新工事等の状況については、別紙3「譲渡資産について」をご覧ください。

(6) その他

○ 現在、指定管理者が所有している備品、リースしている医療機器等がありますが、それらについては、移譲先が決定した後、指定管理者と協議していただきます。
○ 病院情報システム（オーダーリング等）のシステム構成は、別紙4「病院情報システム構成図」のとおりです。

6 募集及び選定等のスケジュール

内 容	日 程
募集要項の配布	平成27年 4月 6日（月）～6月15日（月）
質問の受付期間（第1回）	平成27年 4月13日（月）～4月30日（木）
〃（第2回）	平成27年 5月 1日（金）～5月22日（金）
現地説明会	平成27年 5月13日（水）前後
質問への回答（第1回）	平成27年 5月 8日（金）を目途に公表
〃（第2回）	平成27年 5月29日（金）を目途に公表
応募書類の提出期間	平成27年 6月 1日（月）～6月15日（月）

選定委員会の開催	平成 27 年 7 月
選定結果の通知	平成 27 年 7 月
基本協定の締結	平成 27 年 8 月頃まで
売買契約等の締結	平成 27 年 10 月頃まで

7 応募手続き

(1) 募集要項の配布

- ア 配布期間 平成 27 年 4 月 6 日（月）～6 月 15 日（月）
- イ 配布時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで
（正午から午後 1 時まで、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- ウ 配布場所 後述 11 の事務局（以下「事務局」という。）
（神奈川県（県立病院課）のホームページからダウンロードも
できます。）

(2) 現地説明会

- ア 開催日 平成 27 年 5 月 13 日（水）予定
申込者ごとに個別に実施しますので、時間等については後日調整のうえ、
追って連絡します。
- イ 申込み方法 神奈川県立汐見台病院の移譲に係る現地説明会参加申込書（様式 1）を持
参、郵送、F A X 又は電子メールにより提出してください。
- ウ 申込み期間 平成 27 年 4 月 13 日（月）～5 月 1 日（金）
- エ 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで
（正午から午後 1 時まで、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- オ 申込み先 事務局
- カ 参加人数 1 法人あたり 5 人以内とします。

(3) 質問の受付及び回答

- ア 質問方法 神奈川県立汐見台病院の移譲に係る質問書（様式 2）を持参、郵送、F A
X 又は電子メールにより提出してください。
- イ 受付期間 第 1 回：平成 27 年 4 月 13 日（月）～4 月 30 日（木）
第 2 回：平成 27 年 5 月 1 日（金）～5 月 22 日（金）
- ウ 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで
（正午から午後 1 時まで、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- エ 受付場所 事務局
- オ 回答方法 公平を期すため、原則としてすべての質問事項に対する回答
を、県のホームページに掲載します
第 1 回：平成 27 年 5 月 8 日（金）を目途に公表
第 2 回：平成 27 年 5 月 29 日（金）を目途に公表

(4) 応募申込み

- ア 応募申込みの方法 次のイに示す書類を必ず持参により提出してください。

イ 提出書類及び部数

(7) 様式指定の書類

副本は写しを提出してください。

提出書類	摘要	様式	部数
①神奈川県立汐見台病院の移譲に係る応募申込書	鑑文	様式3	正副各1
②神奈川県立汐見台病院の移譲に係る事業計画書	別紙5「事業計画書の作成について」を参照	様式4	正本1部 副本10部
③神奈川県立汐見台病院の移譲に係る買受価格提案書	封印なき場合は無効	様式5	正副各1
④応募者役員名簿		様式6	正副各1
⑤神奈川県立汐見台病院の移譲に係る誓約書		様式7	正副各1

(1) 応募者に関する書類

正本、副本とも既存の資料の写しを提出してください。

提出書類	摘要	部数
①定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類	最新のもの	正副各1
②応募者の概要を記載した書類	沿革、組織、事業の概要等 (※パンフレット可)	正副各1
③直近の過去3年分の決算書等	損益計算書、貸借対照表、財産目録、決算付属明細書、事業報告書及び監査報告書 (※法人だけでなく、神奈川県内の一般病床を有する病院（一般病床がなければ他の病床種別も可）1病院についても、上記資料を提出してください。)	正副各1

(ウ) 官公庁が発行する書類

3か月以内に発行された原本に限ります。副本はその写しを提出してください。

提出書類	摘要	部数
①法人登記簿の謄本又は履歴事項全部証明書		正副各1
②印鑑証明書		正副各1
③法人都道府県民税・法人事業税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書（直近の過去3年分）	滞納していないことの証明書	正副各1

ウ 提出期間 平成27年6月1日（月）～6月15日（月）

エ 受付時間 午前8時30分～午後5時15分まで
(正午から午後1時まで、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

オ 提出先 事務局

カ 留意事項

- (ア) 応募者は応募書類の提出をもって本要項の記載内容を承諾したものとみなします。
- (イ) 応募に関して必要となる一切の費用は、応募者の負担とします。
- (ウ) 1 応募者につき提案は1 案とし、複数の提案はできません。
- (エ) 応募書類の内容を提出期間後に変更することはできません。なお、申請内容の確認のため、追加資料の提出を求めることがあります。
- (オ) 応募書類は理由の如何に関わらず返却しません。
- (カ) 応募書類の著作権は、応募者に帰属します。
ただし、県は、応募書類を無償で使用できるものとします。
また、移譲先の決定後、情報公開請求があった場合には、神奈川県情報公開条例（平成 12 年神奈川県条例第 26 号）に基づき、移譲先として決定した法人等の応募書類を公開します（同条例の規定に基づく非公開情報を除く）。
- (キ) 応募書類を提出後に辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。

8 審査及び選定

(1) 候補者の選定方法

- ア 移譲先の候補者の選定は、提案内容と価格によるプロポーザル方式で行います。
- イ 応募書類の受理後、神奈川県保健福祉局保健医療部県立病院課において資格審査を行います。
- ウ 移譲先の候補者の選定のため、外部有識者等による「神奈川県立汐見台病院移譲先選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置します。
- エ 選定委員会において、書類審査及び面接審査を行います。面接審査では、法人等が事業計画書の内容等についてプレゼンテーションを行ったうえで、審査委員が質疑を行います。
- オ 選定は、選定基準に基づいて総合的に評価し、その得点に応じて最上位の法人等を移譲先の候補者、次順位の法人等を次点候補者とします。

(2) 選定委員会の構成

(50 音順・敬称略)

氏 名	役 職 等
井上 光昭	公認会計士
岡 道子	汐見台自治会連合会会長
篠原 弘子	公益社団法人 神奈川県看護協会会長
武安 宣明	一般社団法人 横浜市磯子区医師会会長
土屋 了介	地方独立行政法人 神奈川県立病院機構理事長
古谷 正博	一般社団法人 横浜市医師会会長
増住 敏彦	横浜市健康福祉局医療政策室長
三澤 繁次	岡村地区連合町内会事務局長

(3) 選定基準

別紙 6 「神奈川県立汐見台病院移譲先選定基準」のとおり

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果については、応募者全員に文書で通知します。また、移譲先候補者に選定された法人について、県のホームページで公表します。

(5) 候補者の辞退等

候補者は県との優先交渉権を有しますが、候補者が辞退する、又は候補者が正当な理由なく協定を締結しない等の場合は、再公募を行わず、県は次点候補者と協議を行うこととします。

(6) 移譲先の決定

県は、選定委員会の選定結果を踏まえ、移譲先を決定します。ただし、最終的な決定は、「神奈川県病院事業の設置等に関する条例」等の県議会での議決を条件とします。

(7) 失格事項

応募者が次のいずれかに該当した場合は、失格とします。

ア 本募集要項 4 に掲げる移譲の条件に関する事項

- (ア) 病床数が、一般病床 225 床ではない提案
- (イ) 主要診療科（内科・外科・整形外科・産科・小児科）を設置しない提案
- (ウ) 地域医療連携を実施しない提案
- (エ) 分娩を実施しない提案
- (オ) 看護実習生の受入れを行わない提案
- (カ) 透析治療を行わない提案
- (キ) 救急医療を行わない提案
- (ク) 臨床研修医の受入れを行わない提案
- (ケ) 10 年以内に現在地での病院運営をやめてしまう提案
- (コ) 移譲先で再就職を希望する職員を全く雇用しない提案
- (サ) 引き続き治療を希望する入院及び外来患者を全く受け入れない提案
- (シ) 神奈川県及び横浜市の各種施策へ全く協力しない提案
- (ス) 地域連絡会を設置・開催しない提案
- (セ) 最低譲渡価格を下回る提案

イ 本募集要項に違反すると認められる場合

ウ 応募書類を応募期間内に提出しなかった場合

エ 応募書類に虚偽の記載をした場合

オ 選定委員会委員に対し、不正な接触または接触を求めた事実が認められた場合、その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った事実が認められた場合

9 協定書等の締結

(1) 基本協定

移譲先の決定後、協議のうえ、主に次に掲げる事項について、平成 27 年 8 月頃までに基本協定を締結します。

ア 移譲時期

イ 病院運営の概要

ウ 患者の引継ぎ

エ 職員の引継ぎ

(2) 契約

土地・建物・医療機器等の資産の売却について、平成 27 年 10 月頃までに売買契約を締結します。

10 その他

(1) 業務の引継ぎ

協定書締結以降、移譲に向けて、県及び指定管理者と協議のうえ、引継ぎを行ってください。また、協定書締結前であっても、可能な事項から順次、引継ぎ準備や打合せ等を進めてください。なお、移譲先は、自己の費用と責任において、病院の引継ぎに必要な準備行為を行うものとします。

(2) 売却価格について、議会の議決が得られなかった場合の措置

売買契約の締結にあたっては、神奈川県議会の議決を得ることが必要となります。（議決が得られない場合、売買契約を延期又は締結できない場合があります。）

この場合、応募に関して負担した費用及び移譲の準備のために負担した費用等については、一切補償しません。

11 事務局

神奈川県保健福祉局保健医療部県立病院課（神奈川県庁分庁舎 2 階）

住所 〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

電話番号 045-210-1111（代表）内線 5044

045-210-5043（直通）

F A X 045-210-8860

担当者 調整グループ 日澤

電子メール fm1319.st4@pref.kanagawa.jp

ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/div/1319/>